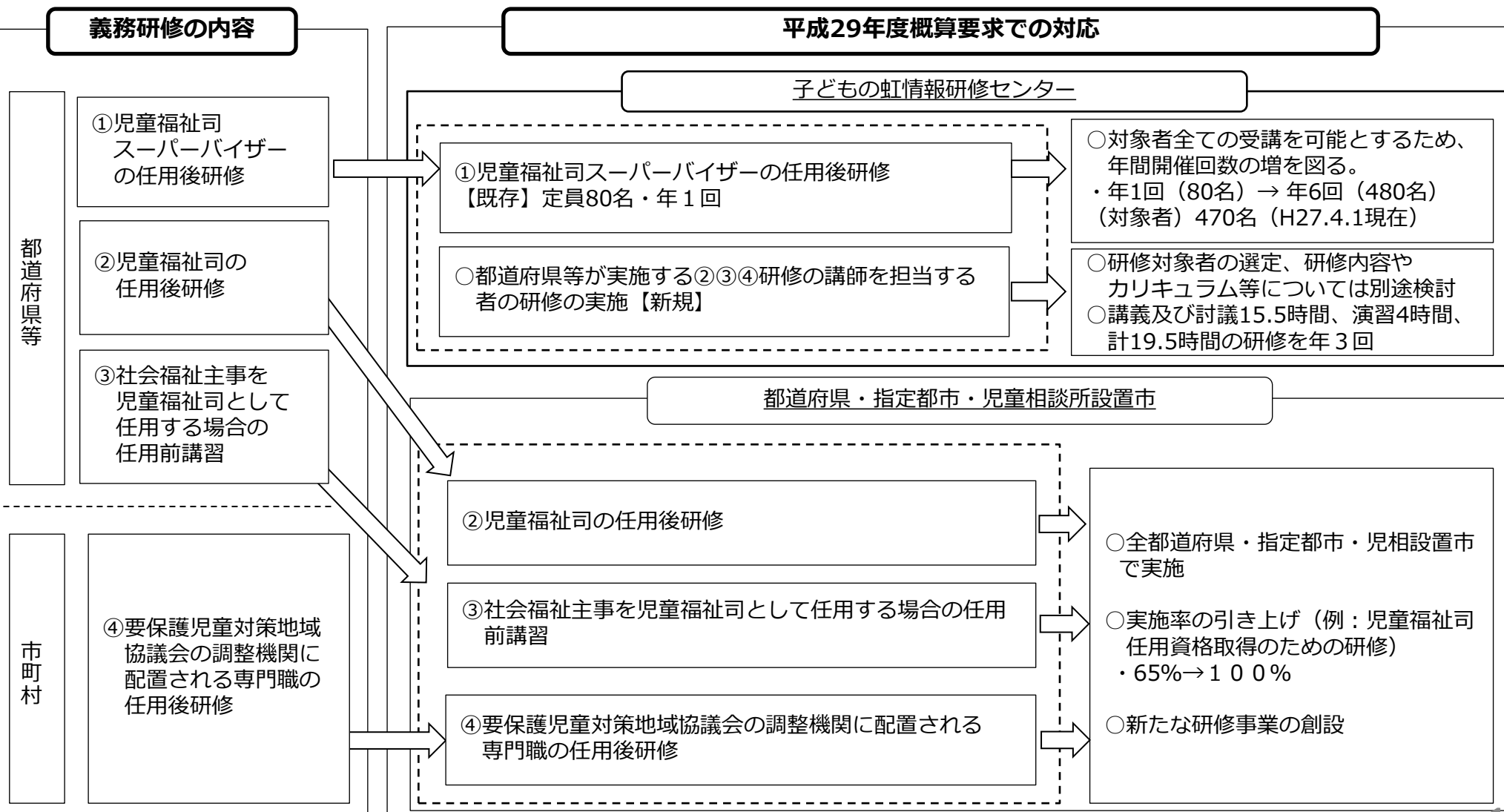


# 平成29年度概算要求における児童福祉司等の義務研修等の実施体制イメージ

- 改正児童福祉法では、児童福祉司スーパーバイザーの任用後研修、児童福祉司の任用後研修、社会福祉主事を児童福祉司として任用する場合の任用前研修、要保護児童対策地域協議会の調整機関に配置される専門職の任用後研修が義務化される。
- 研修の実施に際しては、子どもの虹情報研修センターと都道府県等が実施する研修体系の整理を行うとともに、現在の研修実施に関する都道府県等への補助の充実、子どもの虹情報研修センターにおける研修体制の強化を図る。



(※) 義務研修の内容（カリキュラム、講師要件等）、実施方法等については、「子ども家庭福祉人材の専門性確保ワーキンググループ」で議論。

## 児童虐待防止対策研修事業の組み替え

事業名	概要
①協力体制整備事業	地域で活動する主任児童委員、保育所職員、児童養護施設職員等に対し、児童虐待に関する専門研修を実施。
②専門性強化事業	・地域における児童虐待問題等に関連の深い医師、保健師、ケースワーカーなど専門家の養成など、実践的研修を実施する。 ・児童相談所、市町村職員等に対する専門研修
③児童福祉司任用資格取得のための研修	児童福祉司に任用するための、保健師や保育士に対する講習会を実施する。
④未成年後見人制度研修	新たに未成年後見人の対象となる法人等に対し、未成年後見人制度の研修を実施する。



事業名	概要
①児童福祉司任用前講習会	保健師や社会福祉主事などが、児童福祉司に任用されるために必ず受講しなければならない講習会を実施。
②児童福祉司任用後研修	全ての児童福祉司が任用後に必ず受講しなければならない研修を実施。
③要保護児童対策調整機関担当者研修	全ての要対協の調整機関の職員が任用後に必ず受講しなければならない研修を実施。
④虐待対応関係機関専門性強化事業	地域で活動する主任児童委員、保育所職員、児童養護施設等職員に対し、児童虐待に関する専門的な研修を実施。また、新たに未成年後見人の対象となる法人等に対し、未成年後見人制度の研修を実施する。
⑤児童相談所等職員専門性強化事業	児童相談所の児童福祉司、児童心理司等及び市町村職員に対するスキル向上のための研修を実施。また、多職種による合同研修を実施する。
⑥医療機関従事者研修	児童虐待の早期発見・早期対応を図るため、医療機関従事者に対し、児童虐待に関する研修を実施。